

第2期

摂津市

人権行政推進計画

令和5(2023)年3月

摂津市

はじめに

人権とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、全ての人が幸福な人生を送るために欠かすことができないものです。

多数の尊い命が犠牲になり、数多の人権侵害・人権抑圧が横行した二度の世界大戦を反省し、国際連合は昭和23（1948）年12月10日に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった「世界人権宣言」を採択しました。



この宣言の考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられており、様々な人権施策の基礎となっています。

人権に関する近年の動向として、国内では平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といった差別解消のための3つの法律が施行されるなど、人権課題解決に向けた法整備が行われ、それに基づいた取組が進められています。

本市においては、昭和58（1983）年に「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」を行っており、平成9（1997）年には全ての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりの推進に向けて「摂津市人間尊重のまちづくり条例」を制定しました。さらに平成16（2004）年には「摂津市人権行政推進計画」を、平成25（2013）年には「摂津市人権行政推進計画（改訂版）」を策定し、平和意識の高揚や人権意識の普及・啓発、人権課題の解決に向けて諸施策を実施してまいりました。

しかしながら、近年はインターネット・スマートフォン等の普及によるSNS上の誹謗中傷など新たな人権問題も顕在化しており、既存の施策にとどまらない新たな対策も求められています。こうした状況を踏まえ、これまでの取組の検証と、令和3（2021）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を基に、本市の人権施策のめざすべき方向を定めた「第2期摂津市人権行政推進計画」を策定しました。

今後は本計画に沿って、人権課題の解決に向け、諸施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市のまちづくりのテーマである「人間基礎教育」の実践により、「みんなが育む つながりのまち 摂津」を実現してまいりますので、市民の皆様におかれましては、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、活発なご議論をいただきました「摂津市人間尊重のまちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、「人権問題に関する市民意識調査」や日本語教室でのヒアリング、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和5（2023）年3月

摂津市長 森 山 一 正

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の推進体制	4
3. 計画期間	4
4. 計画の位置づけ	5
5. 進捗管理	5
第2章 人権をめぐる本市の状況.....	6
1. 本市におけるこれまでの取組と課題	6
2. 市民意識調査からみた本市の現状	11
第3章 計画の方向性と施策の展開.....	17
1. 基本理念	17
2. 人権行政の基本方向	17
3. 様々な人権課題の現状と施策の方向性	18
4. SDG s への貢献	30
5. 体系と具体的施策	32
6. 指標 (KPI)	42
資料.....	43

第1章 計画の策定にあたって

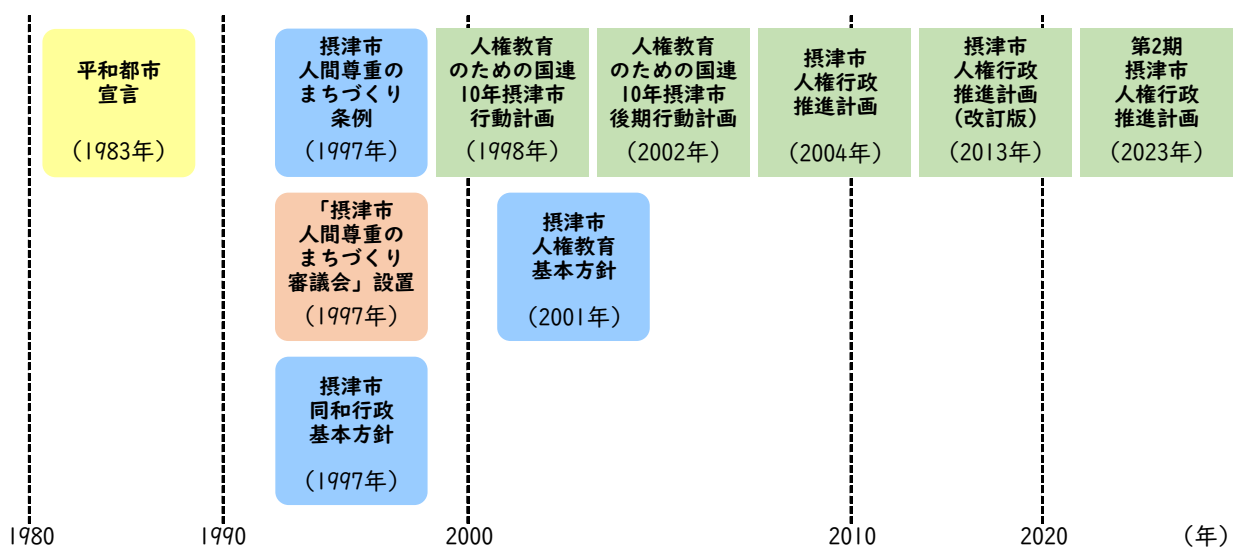
1. 計画策定の趣旨と背景

本市は、全ての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりの実現に向けて、平成16(2004)年に「摂津市人権行政推進計画」を策定し、人権施策に取り組んできました。平成23(2011)年に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部改訂されたことを受けて、平成25(2013)年には「摂津市人権行政推進計画(改訂版)」を策定し、人権行政を積極的に推進してきたところです。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害のある人、高齢者等への差別や偏見などは依然として解決すべき問題として存在しており、さらには情報化社会の進展に伴うインターネット上での人権侵害や、日本に居住する特定の国の出身者に対する差別的言論、性的マイノリティに関する問題など、新たな人権問題も顕在化し、人権を取り巻く状況は複雑化、多様化しています。

そのようななか、平成27(2015)年には、国連総会において「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、人権の尊重を中核的な理念とし、「誰一人取り残さない」社会の実現を目標として、様々な取組を推進していくことが決定しました。

こうした国際的な取組や社会情勢の変化を反映し、これまでの成果と課題を踏まえ、既存の人権課題に加え新たな課題にも対応すべく、摂津市として人権施策を総合的かつ計画的に推進するために「第2期摂津市人権行政推進計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。



【摂津市における人権行政の動向】

<国際的な動向>

国際連合(以下「国連」という。)では、「差別撤廃・人権の確立が平和への基礎である」との考えに基づき、国境を越えた「すべての人民にとって達成すべき共通の基準」として、昭和

23 (1948) 年の国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、法的拘束力をもつ「社会権規約」と「自由権規約」の国際人権規約を採択し、さらに「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など人権に関わる数々の条約を採択し、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

平成5 (1993) 年に開催された世界人権会議において採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、人権が普遍的価値であること、全ての人権の促進・保護は国際社会の正当な関心事項であり、その政治的、経済的及び文化的制度の如何にかかわらず、国家の義務であるとしています。

人権教育・啓発については、平成6 (1994) 年の国連総会において、平成7年 (1995) から平成16 (2004) 年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成17 (2005) 年からは、「人権教育のための世界計画」が開始されています。

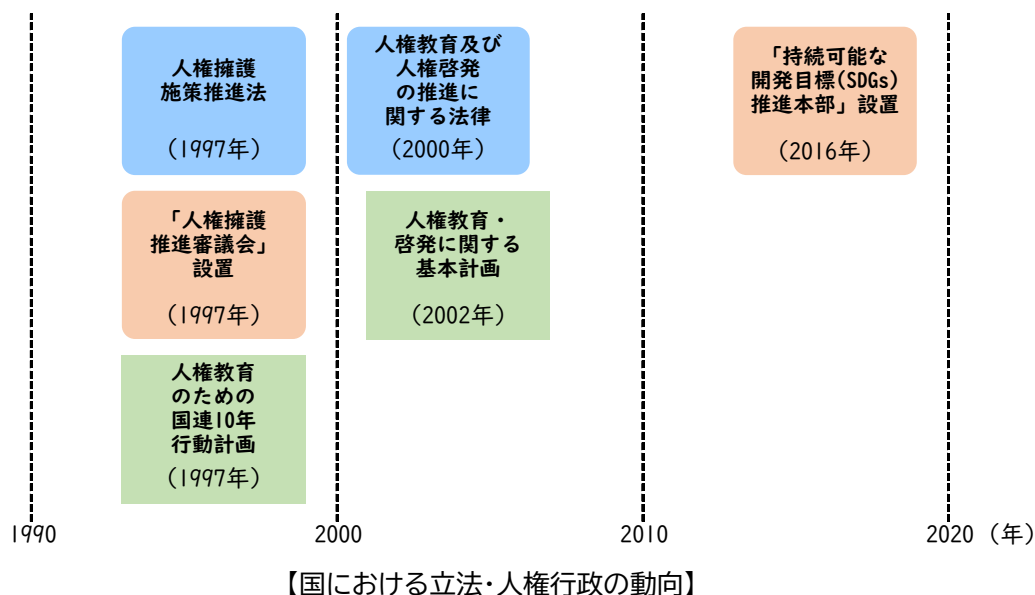
<国内の動向>

日本においては、昭和22 (1947) 年に「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた「日本国憲法」が制定され、国際人権規約をはじめとした数々の人権関連条約を批准しました。その後、様々な人権課題について、法整備等が行われています。

【人権課題に関する主な法整備】

分野	施行年	名称
女性	1957	売春防止法
	1999	男女共同参画基本法
	2001	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	2015	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
	2018	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
子ども	1948	児童福祉法
	2000	児童虐待の防止等に関する法律
	2023	こども基本法
高齢者	1995	高齢者対策基本法
障害のある人	1970	心身障害者対策基本法
	1993	障害者基本法
	2016	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
同和問題	1969	同和対策事業特別措置法
	2016	部落差別の解消の推進に関する法律
外国人	2016	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
ハンセン病	2009	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
犯罪被害者	2005	犯罪被害者等基本法
拉致問題	2006	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律
アイヌの人々	2019	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

※その他の法令等については47ページ以降の「人権に関する年表」をご覧ください。



<大阪府の動向>

大阪府では、人権尊重の大切さを示し、また、大阪府の人権施策を進める枠組みをつくり、全ての人の人権が尊重される社会をめざして、平成10（1998）年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。令和元（2019）年の改正では、府民と事業者に人権尊重の社会づくりに理解と協力を求める規定が設けられています。

同条例の具体化のために、平成13（2001）年に策定された「大阪府人権施策推進基本方針」では、条例のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するための府政推進の基本理念を掲げ、全ての行政分野において、基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めることとしています。

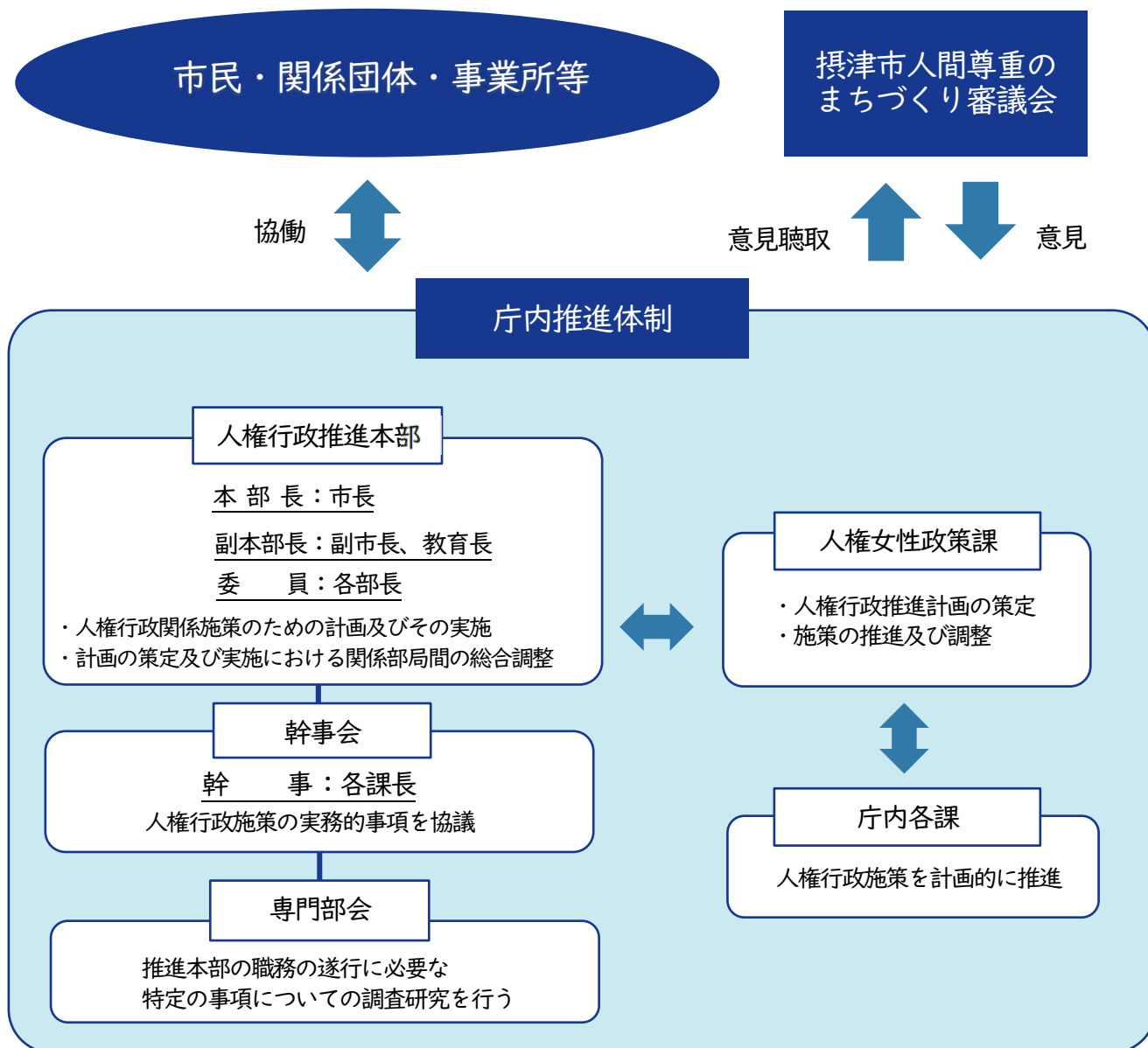
同基本方針が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するために、平成17（2005）年に「大阪府人権教育推進計画」が策定され、平成27（2015）年に同計画を改定しています。

平成27（2015）年には、差別解消について府民の理解を深めることを目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定され、差別の解消に向けた府民の理解を求める取組が推進されています。

さらに、近年の取組として、令和元（2019）年10月には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（大阪府性の多様性理解増進条例）」が、同年11月には「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」がそれぞれ制定され、令和3（2021）年には「大阪府人権施策推進基本方針」が改正され、新たに顕在化した人権課題等についても明記されています。そして、令和4（2022）年4月には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が制定されています。

2. 計画の推進体制

様々な分野にまたがる人権課題の解決に向けて、摂津市人権行政推進本部が中心となり、市内関係各課が連携を図りながら全庁的に施策を実施します。また、市民・関係団体・事業所等との協働により、計画を推進します。

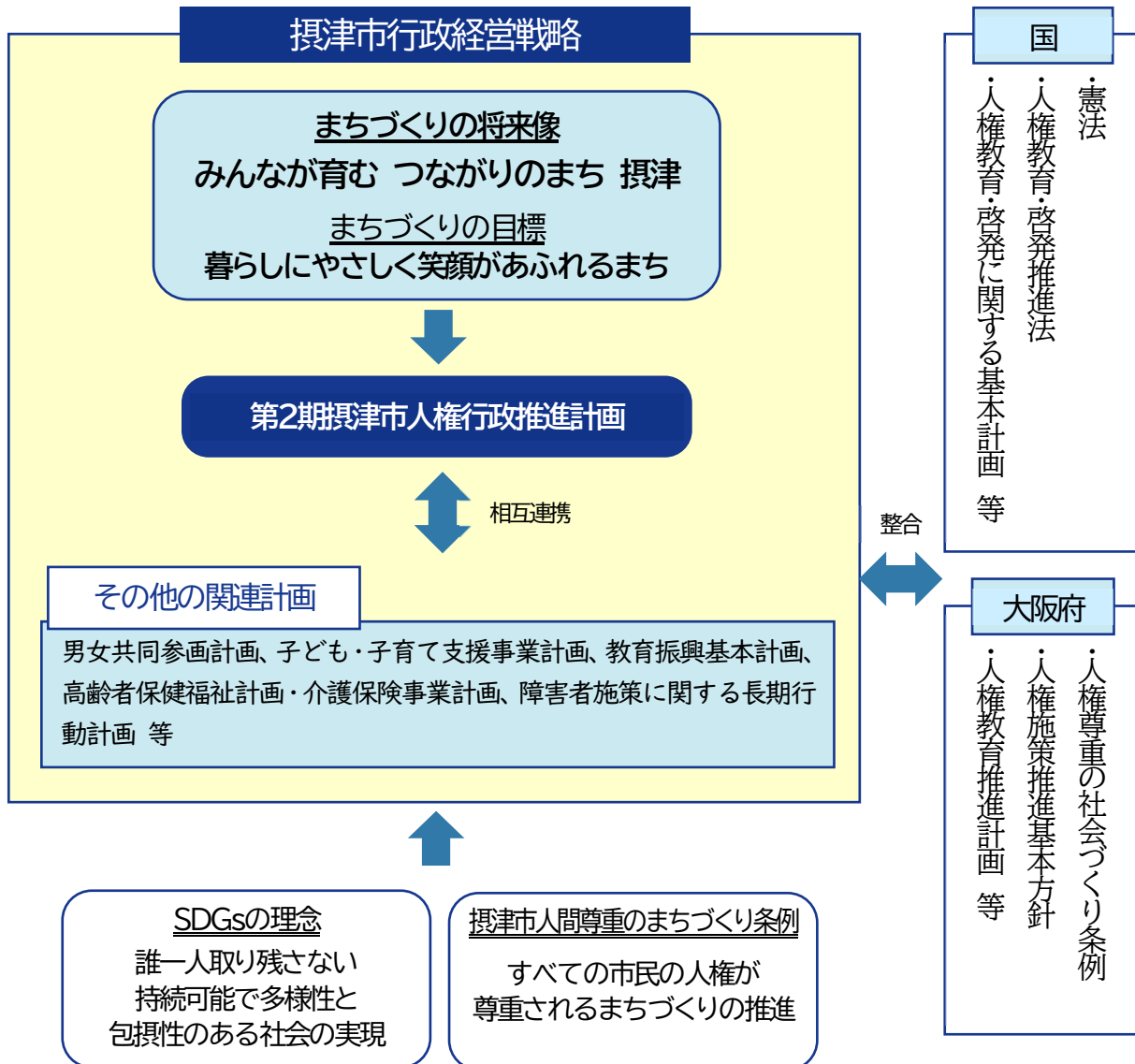


3. 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間です。前期5か年、後期5か年とし、社会状況の変化や新たな課題が生じた場合には、必要により見直しを行うこととします。

4. 計画の位置づけ

本計画を「摂津市行政経営戦略」の平和・人権分野における分野計画として位置づけ、関連分野との連携を図ります。他の人権分野の関連計画としては、「摂津市男女共同参画計画」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」「摂津市教育振興基本計画」「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「摂津市障害者施策に関する長期行動計画」等が挙げられます。



5. 進捗管理

計画の進行状況を把握するため、毎年施策の進捗管理を行い、「摂津市人間尊重のまちづくり審議会」に報告した結果を広く市民に公表します。

第2章 人権をめぐる本市の状況

1. 本市におけるこれまでの取組と課題

「摂津市人権行政推進計画（改訂版）」の計画期間中（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）における主な取組と課題は以下のとおりです。

取組内容

人権啓発

パープル&オレンジダブルリボンバッジの作成と販売

DVと児童虐待は密接に関連していることから、DVと児童虐待の防止対策を一体となって進めていくことを明示し、啓発を進めるために、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた市オリジナルの啓発バッジを作成し、販売しています。



[パープル&オレンジダブルリボンバッジ]

障害者週間における啓発事業の実施

障害者啓発事業として、「人権を考える市民のつどい」会場内にボッチャ等パラリンピック競技の体験コーナーを設けるとともに、ユニバーサルデザイン物品の展示等を行いました。また、障害者福祉への関心と理解を深めるため、啓発パネル展やDVDの上映を行いました。

平和月間における様々な施策の実施

毎年7月・8月を平和月間と定め、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の高揚を図るための様々な取組を実施しました。新たな取組として、大阪大空襲の実物資料を展示する「平和資料展」の開催や、戦争体験集『平和』冊子の復刻版の発行、子どもの発達段階に応じた平和学習のための「へいわのえほんとなのしいおりがみ」を実施しました。また、全小学校の修学旅行先を広島とし、平和学習を実施しています。



[平和資料展]



[[『平和』 冊子復刻版]

人権擁護

婦人相談員の配置、女性のための相談室の開室時間の拡張

平成 31 (2019) 年から男女共同参画センターウィズせつつの女性相談員を 1 人増員し、3 人体制としたことにより相談日を週 4 日から 5 日に拡充しました。また、婦人相談員としての位置づけで相談業務に従事することにより、DV 証明の発行に関する相談を本市の相談室でも受けられる体制となり、被害者への支援強化を図りました。

男性電話相談の開設

男性は悩みを人に伝えられず、苦しみを一人で抱えている場合も少なくないことから、生き方や働き方、人間関係の悩みなど、様々な悩みごとに対する男性専用の電話相談を平成 26 (2014) 年に開設しました。

男性用サニタリーボックスの設置

病気等を理由に尿取りパッドやおむつを使用の方が安心して外出できるよう、市役所内男子トイレにサニタリーボックスを設置しました。

生活応援連携シートの運用開始

生活応援連携シートの運用を開始したことにより、相談者が公的支援を可視化でき、庁内の窓口担当者が他課の支援につなげることが容易になったことで、問題解決に向けての支援をよりスムーズに行えるようになりました。

児童虐待防止に関する関係機関の連携

要保護児童対策地域協議会に人権部門が参加し、多様な視点から児童虐待の対応について協議を行いました。また、児童虐待の早期発見と被害の未然防止を目的に、児童の生命や身体に危険が及ぶ恐れのある事案などの情報を市と摂津警察署が共有するための協定を締結しました。

幼保ソーシャルワーカーの配置

家庭児童相談課に幼保ソーシャルワーカーを配置し、就学前施設を巡回訪問しました。

スクールソーシャルワーカーの増員

各中学校区に1人、合計5人のスクールソーシャルワーカーを週4日配置し、ケース会議の支援を行いました。

スクールカウンセラー、心理相談員等の配置

全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童の相談支援を実施しました。また、進路選択相談員、心理相談員を教育センターに配置し、保護者の相談に応じました。

市ホームページにおけるアクセシビリティへの取組

視覚障害のある人等が音声読み上げソフトを利用する際、最適な表示になるよう、市ホームページの全てのページにおいてアクセシビリティチェックを実施しました。

個人情報保護審議会の開催

個人情報の目的外利用又は外部提供、本人以外からの収集、要配慮個人情報の収集等を行う際に意見を聴くための外部有識者による個人情報保護審議会を設置、開催しました。

人権教育

デートDV出前講座、デートDV予防啓発ユースリーダー養成講座の実施

平成31(2019)年から市内中学校と市内高校でデートDV出前講座を、大阪人間科学大学でデートDV予防啓発ユースリーダー養成講座を実施し、若年層へのDV防止に向けた教育・啓発を推進しました。



[デートDV 出前講座]

摂津市いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25（2013）年10月）の内容を踏まえ、教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等の取組の一層の強化を図るために、平成26（2014）年4月に「摂津市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ等に関する相談ポストを学校や市内公共施設に設置するなど、対策の強化を図りました。

性の多様性に関するハンドブックの策定、公文書における性別記載欄指針の策定等

行政職員として性の多様性を尊重した対応が求められることから、市職員で構成された女性政策推進研究会が職員向けのハンドブックを策定し、全庁的な周知を図りました。

また、性の多様性に配慮した具体的な取組を進めるため、「公文書における性別記載欄指針」を策定し、指針に基づき、「性の多様性に応じた窓口対応の在り方」をテーマに庁内の申請書等において不必要な性別記載欄がないかを調査し、「削除可能」と回答があったものについては各課へ削除依頼を行いました。

「『同和地区』に関する問合せ（部落差別事象）」対応マニュアルの改訂

差別事象の問合せが発生した際に迅速で適切な対応を取ることができるよう、対応マニュアルを改訂し、職員に周知しました。

ヘイトスピーチ解消法を踏まえた摂津市の公の施設等の利用手続きガイドラインの策定

公の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止するため、各施設の設置・管理者が、施設の設置条例等に基づく利用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として、ガイドラインを策定しました。

外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドラインの策定

多文化共生のまちづくりを推進するため、日本人市民と外国人市民が平等に情報を受け取ることができるよう、わかりやすく工夫した日本語（やさしい日本語）や多言語を活用した統一的な運用を示すガイドラインを策定しました。

新規採用職員に対する人権連続研修の実施

行政の全ての施策には人権の視点が必要不可欠であることから、新規採用職員に対して1年間の人権連続研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図りました。

課題

- 相談業務において、相談者が複合的な困難を抱えていることが多いことから、多様な相談内容に対応するため、庁内関係各課や外部の専門機関と連携を強化し、横断的な支援体制を整える必要があります。
- 複雑化、多様化する相談に対応するためには、相談者のおかれた状況やニーズ、強みを的確に把握し、適切な支援に切れ目なくつなぐことが求められることから、相談業務に従事する職員に対して専門知識習得のための研修を実施し、相談員の資質向上を図る必要があります。
- 人権問題の解決は行政の施策の実施のみで実現できるものではなく、市民一人一人が人権問題を自分ごととしてとらえ、行動することが必要不可欠です。そこで、地域に根差した人権協会や人権推進企業連絡会等の関係団体との協働による取組を充実させ、さらには法務局や大阪府、他市町村との連携により、公民一体となって人権尊重のまちづくりを推進する必要があります。
- 近年インターネット上での人権問題が深刻化しており、誹謗中傷やプライバシーの侵害、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような投稿など、様々な人権侵害が発生しています。しかしながら、インターネット上での書き込みに関しては法整備が追いついておらず、書き込みに対する削除要請に強制力がなから、人権侵害事案の解決が図られていないのが現状です。本市ではそうした人権侵害事案に対して、法務局等関係機関と連携を取りながら問題解決に努めるとともに、モニタリングの実施や国に対する法整備の要望など、インターネット上における人権問題の解決に取り組む必要があります。

2. 市民意識調査からみた本市の現状

令和3（2021）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果概要は以下のとおりです。

調査概要

本調査は、市民の人権問題に関する意識の現状を把握し、今後の人権施策のあり方・方向性等を考える基礎資料を得ることを目的に実施しました。

【対 象】 18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）

【実施時期】 令和3（2021）年9月30日（木）～10月25日（月）

【回収状況】 583件（回収率29.2%）

調査項目

- ・ 人権問題の意識や考え方
- ・ 住まいや就職、結婚相手・パートナーに対する意識や考え方
- ・ 人権をめぐる法律や大阪府の条例の認知度
- ・ 障がいのある人に関する意識
- ・ 在日外国人に関する意識
- ・ 部落差別（同和問題）に関する意識
- ・ 性的マイノリティに関する意識
- ・ インターネットに関する意識
- ・ 人権や差別に関する考え方
- ・ 人権問題の解決に向けた行政の取組の認知度
- ・ 人権についての学習機会
- ・ 人権に関する問題の経験、自由記述

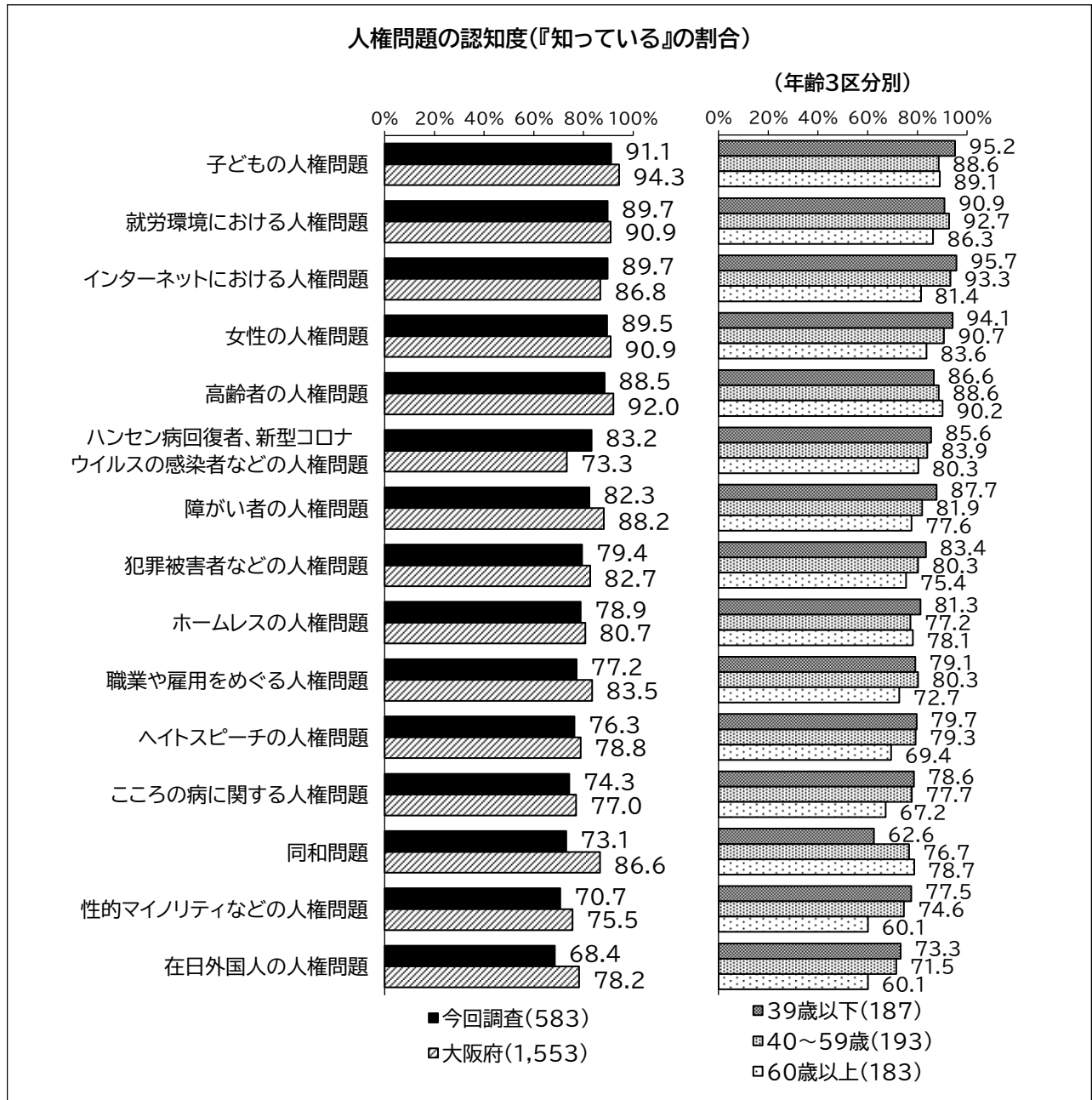
※市民意識調査の全文は、市ホームページに掲載している「人権問題に関する市民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）をご覧ください。



(1)人権問題の意識や考え方について

様々な人権問題の認知

問. あなたは、次の人権問題を知っていますか。



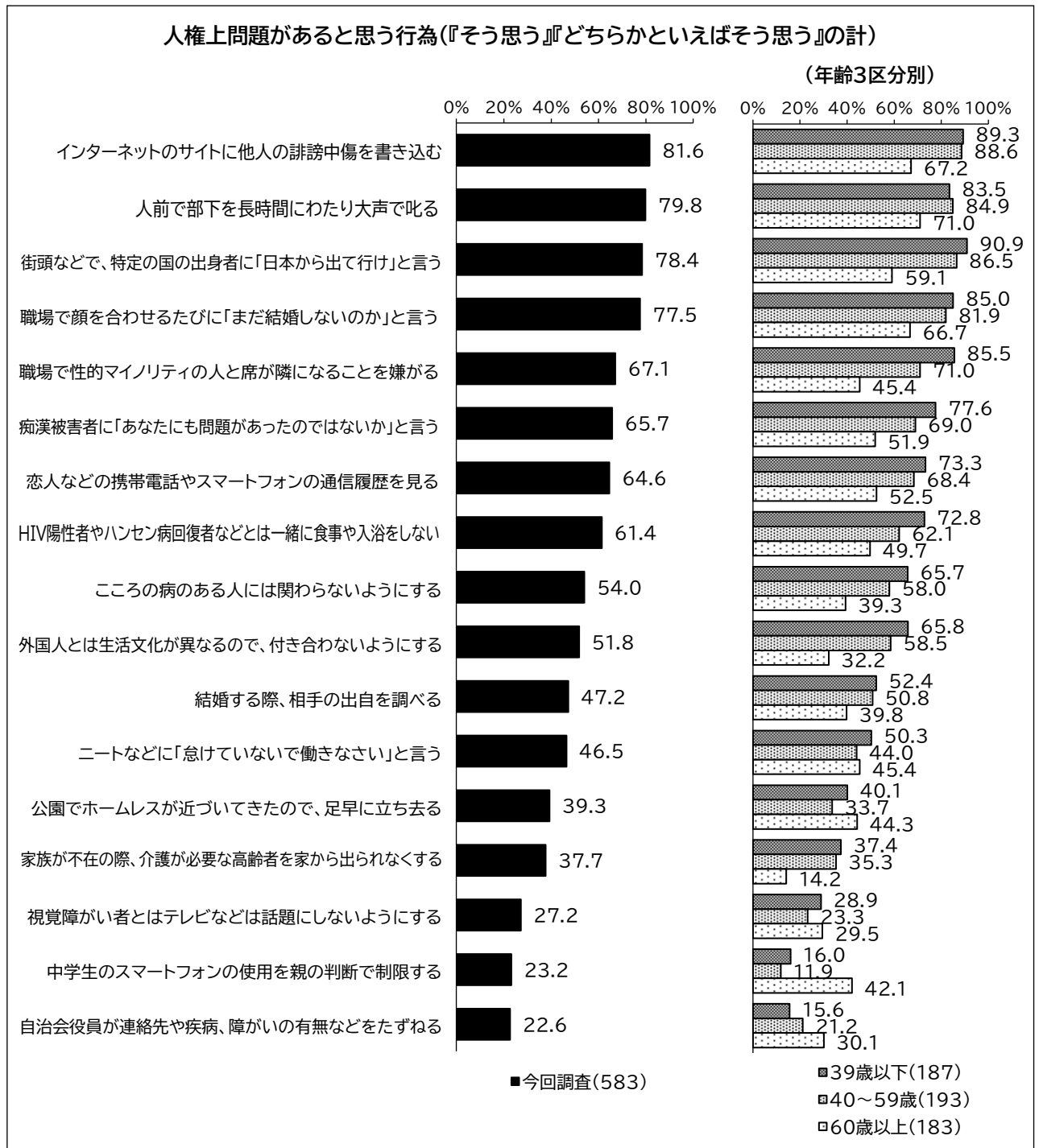
人権問題ごとに認知度の差があり、「子どもの人権問題」「就労環境における人権問題」「インターネットにおける人権問題」などが90%前後と高い一方で「在日外国人の人権問題」は68.4%にとどまっています。

39歳以下はほぼ全ての項目で認知度が平均を上回っていますが、「高齢者の人権問題」「同和問題」については平均を下回っています。40歳~59歳は概ね平均前後となっています。60歳以上は「高齢者の人権問題」「同和問題」以外の認知度が平均を下回っており、年齢階層ごとに認知度に違いがみられます。

また、大阪府調査に比べ、全体的に人権問題の認知度が低い傾向があります。

人権上問題があると思う行為について

問. あなたは次のような行為について、人権上問題があると思いますか。



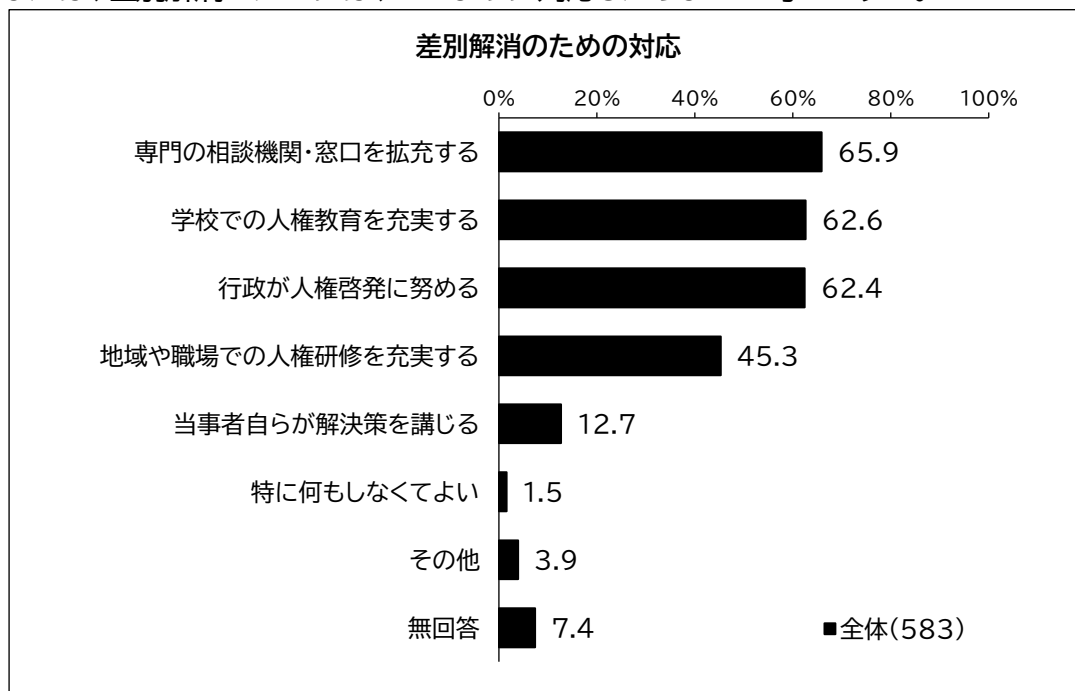
『そう思う』『どちらかといえばそう思う』と回答した割合は60歳以上で低い傾向があります。

学校で人権学習を受けたと答えた割合は39歳以下が高く、60歳以上が低いことから、若年層は学校での人権教育などにより、人権上の問題に気づきやすいのではないかと推測されます。

(2)人権や差別に関する考え方について

差別解消のための対応について

問. あなたは、差別解消のためには、どのように対応したらよいと考えますか。

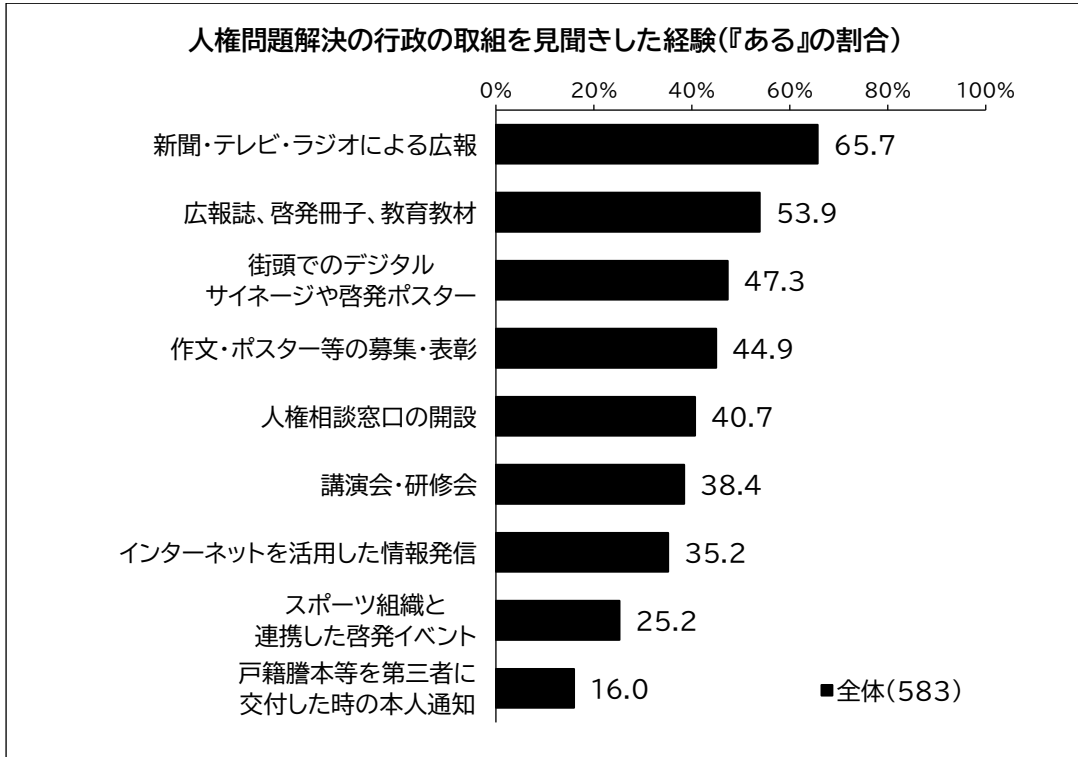


差別解消の対応については、「専門の相談機関・相談窓口を拡充する」が65.9% (384人)、「学校での人権教育を充実する」が62.6% (365人)、「行政が人権啓発に努める」が62.4% (364人)、「地域や職場での人権研修を充実する」が45.3% (264人)となっており、行政による相談機関の充実や、学校での人権教育、啓発や研修の実施が求められています。

(3)人権問題の解決に向けた行政の取組の認知度

人権問題の解決に向けた行政の取組の見聞き

問. あなたは、人権問題の解決に向けた次のような行政の取組について、見聞きする(した)ことがありますか。

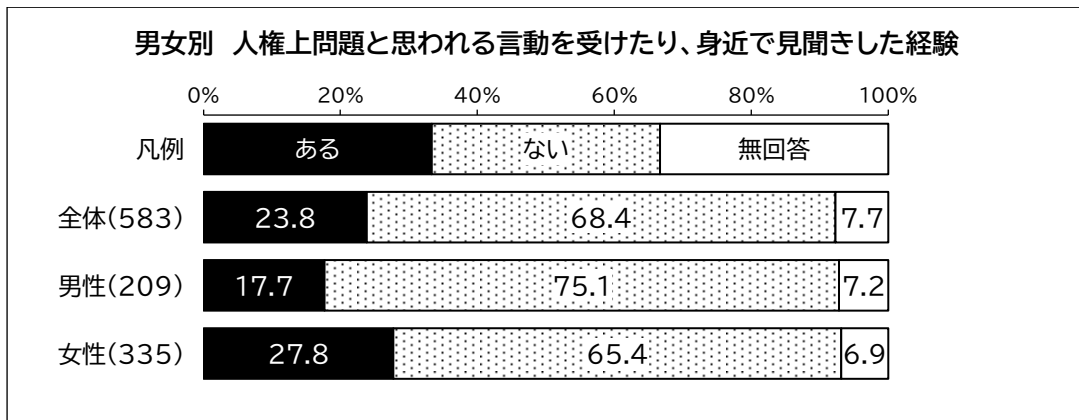


「人権相談窓口の開設」について、「ある」と回答したのは40.7%、「講演会・研修会」は38.4%と、ともに半数を下回っており、本市が行っている人権の相談窓口や講演会などについて周知が十分とは言えません。様々な機会を活用して一層の周知に努める必要があります。

(4)人権に関する経験、自由記述

最近5年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験

問. あなたは最近5年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。



「ある」と回答した方は全体で23.8%であり、男性（17.7%）よりも女性（27.8%）が10.1ポイント高くなっています。経験した具体的な内容については、「上司によるパワハラ」が22人、「女性へのセクハラ、女性蔑視・男尊女卑の考え方」が11人であり、ハラスメントや女性差別が多いことがわかります。

調査からみえる課題

- 大阪府調査と比較すると、人権問題の認知度が低い傾向にあることから、人権意識の全体的な底上げが必要です。
- 年齢階層ごとに人権問題の認知度が異なっており、年代ごとに情報を得る主な手段が異なることから、それぞれの年代に適した啓発テーマの設定と情報発信手段の選定が必要です。
- 行政の行う取組の認知度が低いことから、相談窓口や講演会について、より一層の周知が必要です。
- 差別解消のために、相談機関・相談窓口の充実や発達段階に応じた学校教育、行政による啓発、地域や職場での人権研修が求められており、現在実施している事業の周知を徹底するとともに、新たな取組を検討する必要があります。

第3章 計画の方向性と施策の展開

1. 基本理念

世界人権宣言は、「あらゆる人が誰にも侵されることのない人間としての権利を生まれながらに持っている」と表明し、人権は人類の普遍的な価値として示しています。また、日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と明示されています。

本計画は、「摂津市人間尊重のまちづくり条例」の基本理念である、日本国憲法と世界人権宣言の精神を基本理念として、策定します。

2. 人権行政の基本方向

地方自治体の役割は、「日本国憲法」が保障する権利を地域において具体化していくことです。自治体行政は、市民生活の様々な分野における市民的権利と市民的自由を確立・保障することで、市民の幸福追求に関わります。すなわち個人の尊厳に根差した人権は、自治体行政の全領域にわたって深く関わるものであり、自治体行政全体が人権行政であると言えます。

差別とは、個人がもつある一つの側面のみをとらえて、劣っているなどの否定的な価値づけや位置づけが行われることです。差別の問題は、個人としての尊厳並びに自由と平等の基本的人権を侵害する行為であり、全ての人の尊厳を否定することにつながる人権問題です。市民は、個人として権利の主体であるとともに、社会を構成する一員として、互いを尊重して、互いに自由・平等である共生社会をつくる責任があります。

行政の役割は、市民生活の様々な分野における市民の権利と自由を確立・保障するとともに、市民の主体的な取組を促進することによって、より良い社会が構築されるよう促すことです。

そのために、地域社会における課題解決をめざして、市民や事業所等と行政との間にパートナーシップを確立し、行政・市民・事業所等が一体となって、協働で人権尊重のまちづくりを推進していきます。

3. 様々な人権課題の現状と施策の方向性

(1)女性

<現状と課題>

女性の人権擁護、地位向上に向けての潮流は昭和 50（1975）年の「国際婦人年」に始まり、昭和 54（1979）年には女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も昭和 60（1985）年に同条約を批准しています。

国内においては、労働市場への女性参加が大きく進みましたが、働き方に関して男性と異なる法規制があることのほか、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識等の影響もあり、女性の雇用管理について男性と異なる取扱いをする企業がみられました。一方で、国際的な動きとしては国連を中心に男女の機会均等に向けた動きが活発化しており、国内においても職場における男女平等の実現を求める動きが一段と強まりました。こうして、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための法整備が進み、昭和 61（1986）年に「男女雇用機会均等法」が施行され、平成 11（1999）年には男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

しかしながら、日本では、様々な意思決定場面における女性の参画が他の先進国に比べて非常に遅れており、男女間の格差を示す国際的な指数の一つであるジェンダー・ギャップ指数をみると、日本は 146 か国中 116 位（令和 4（2022）年、世界経済フォーラム）で先進国の中で最低レベルです。特に、政治、経済分野における男女格差が大きくなっています。このことは、人口の半分を占める女性の意見が反映されにくい状態であることを示しています。その背景には「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった意識や性別に基づく思い込みによって男女が対等に扱われないことで、女性が十分に能力を発揮する機会が保障されていない状況があります。

本市の「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和 2（2020）年）をみても、社会全体で男性が優遇されていると感じる人は 7 割にのぼっており、男女の不平等感を多くの人が感じています。

また、前述のとおり、日本は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准していますが、権利侵害の救済を申し立てられる個人通報制度と調査制度を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」をいまだ批准していません。そのような状況を受け、大阪府では府を含む全 44 自治体の議会において「選択議定書」の早期批准を求める意見書が可決されました。

そして、女性を暴力から守る制度として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」や「売春防止法」が施行されていますが、新たに困難な問題を抱える女性を支援するための新法として、女性の福祉の増進や人権の尊重・擁護を基本理念とした「困

難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が令和6（2024）年に施行予定となっており、女性に関する法整備が進められています。

一方で、配偶者間の暴力（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、AV出演強要、デートレイプドラッグなどは被害者の多くが女性であり、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は年々増加傾向にあります。

<施策の方向性>

これらの女性に関する人権問題を解消するためには、男女ともに人権尊重の意識を向上させる必要があります。本市では男女共同参画社会の実現に向けての意識形成や環境整備、女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶を基本方向とし、男女共同参画センターが中心となって様々な啓発活動や支援に取り組みます。

関連計画：摂津市男女共同参画計画

(2)子ども

<現状と課題>

平成元（1989）年に国連で採択され、日本も批准している「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもを権利の主体と位置づけ、一人の個人として人権を認めるとともに、成長過程で必要な保護や配慮についての権利を定めています。条約の批准を背景に、平成9（1997）年には「児童福祉法」が改正され、児童相談所の機能整備や児童虐待などの家庭問題への方策が盛り込まれました。さらに平成12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行され、虐待の定義や通告義務が規定されました。また、旧民法の「親権を行う者は、その監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができる」という規定に関しては、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘もあったことから、令和4（2022）年に「懲戒権」が削除され、子どもの権利侵害である体罰の禁止が明確化されています。

児童虐待については近年の社会的関心の高まりを受け、年々児童相談所による児童虐待相談対応件数が増加しており、令和3（2021）年度は20万件を超え、過去最高の対応件数となりました。本市においても、令和3（2021）年に3歳児死亡事案が発生したことから、二度と同様の事案を発生させないため、児童虐待防止策を強化しています。

児童虐待以外にも、体罰、児童ポルノによる性的搾取、子どもへの性犯罪、子どもの貧困など、子どもたちが安心かつ安全に成長する環境が脅かされており、子どもの権利侵害が社会問題となっています。

子どもの自死、不登校の背景として、コロナ禍による学校や家庭の環境変化による影響とともに、SNSなどインターネット上での仲間外しや誹謗中傷といったいじめが多様化していることも挙げられます。

そして、いじめの背景としては、加害者自身が家庭で虐待を受けるなど抑圧された状態におかれている場合もあり、複合的な困難が隠れていることがあります。

また、世帯間の経済格差の拡大や家庭における養育力の低下などによる子どもの貧困やヤングケアラーの問題なども顕在化しています。

そうした状況を受け、平成26（2014）年に施行、令和元（2019）年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための対策を総合的に推進することや、基本理念として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されることが明記されました。

子どもを取り巻く課題は複雑多岐にわたっており、子どもの権利擁護については幅広い観点での対策が求められています。

<施策の方向性>

地域の子育ち・子育て環境の整備・充実や、子どもの貧困対策のための支援等に取り組んでおり、保護者や児童生徒が相談につながるための体制を強化します。

また、養育者による虐待を防ぐための啓発を充実させるとともに、発生した児童虐待事案に対して、子どもの命や人権を守るための適切な対応を取ることができるよう、職員研修の充実や外部の専門家との連携を図ります。さらに、虐待に至ってしまった親が虐待を繰り返さないよう、加害者の回復支援プログラムを実施します。

そして、子どもの人権感覚・人権意識の醸成のために、様々な人権課題についての教育を行うとともに、教職員等の人権研修を充実させます。

関連計画：摂津市子ども・子育て支援事業計画、摂津市教育振興基本計画

(3)高齢者

<現状と課題>

日本は現在、世界に類を見ない急速な高齢化社会に突入し、65歳以上の高齢者が全人口に対して21%を超える「超高齢社会」と呼ばれる状況にあります。

介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支え合っていく仕組みとして、平成12（2000）年に「介護保険制度」が始まりました。その後介護保険制度の普及、利用が進む一方で、施設や家庭において介護者による身体的・心理的虐待や必要な世話の放棄、家族等による財産権の侵害、行動の制限などが表面化し、社会的な問題となっています。

そうした状況を受け、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。また、成年後見制度も一部改正されるなど、高齢者の権利擁護に関する法整備が進みました。

しかしながら、本市の「人権問題に関する市民意識調査」では、「家族が不在の際、介護が必要な高齢者を家から出られなくする」ことに対して、人権上問題があると思わない、わからないと回答した人は半数を超えており、こうした行為は高齢者の自由を侵害する行為で人権上問題があるという認識が社会全体に根付いていないことがわかります。

また、近年は家族形態の多様化や少子化、高齢化の進展に伴って、高齢者のみで構成される世帯や高齢者の独居世帯が増加しており、高齢者の社会的孤立や、移動手段の確保が問題視されています。高齢者の増加に伴い、認知症などの要介護高齢者も増加していることにより、高齢者を狙う悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否など高齢者に対する様々な人権侵害が生じています。

<施策の方向性>

高齢者が生きがいをもち、健康を維持して積極的な社会参加ができるまちづくりを進めるため、孤立しがちな高齢者に対する交流の場の提供、健康情報の発信、相談窓口の周知、地域医療体制の整備、公共交通の確保・維持を行います。また、全ての高齢者の人権を尊重し、一人一人が住み慣れたまちで自分らしく健やかに暮らせるよう、高齢者の人権について教育・啓発するとともに、高齢者を支える地域包括ケアシステムを深化・推進し、住民がお互いに支え合って暮らし続けられるまちづくりを推進します。

関連計画： 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(4)障害のある人

<現状と課題>

障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する一人の人間として尊重され、それぞれが望む生活を自己決定できることは、当然の権利です。

平成18(2006)年12月、国連で「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されました。この条約は、障害のある人の人権や基本的自由の享受を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、権利の実現のための措置等を規定した、障害のある人に関する初めての国際条約です。この条約の採択に際しては、障害のある人の間で広く知られる「Nothing about us, without us! (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」がスローガンとして掲げられ、起案会合の場には当事者である障害者団体も同席し発言の場が設けられるなど、画期的な条約となりました。

日本は同条約が採択されてから批准まで8年を要していますが、これは憲法と国内法の間位置する同条約の精神と、国内法が程遠いものであったため、条約批准までの間に国内法を条約の精神にのっとったものに整備していたためです。国内においては、平成23(2011)年に全ての国民が障害の有無にかかわらず尊重される共生社会をめざすことや、「合理的配慮」の概念が盛り込まれた「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援

等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立があり、その後平成26（2014）年に「障害者権利条約」の批准国となりました。

平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害のある人に対しての不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供の義務化（民間事業者は努力義務）について明記されました。令和3（2021）年には改正法が成立し、これまで民間事業者は「努力義務」とされてきた合理的配慮が国や地方公共団体と同様に「義務」とされるなど、障害のある人が障害のない人と同様の人権及び基本的自由が享受できるよう、法整備が進められています。

一方で、障害者手帳所持者等を対象にした「摂津市の障害福祉に関する市民アンケート調査」（令和2（2020）年）によると、「障害があることで不適切な対応やいやな思いをしたことがある」と回答した割合は約4割に上り、学校、職場、地域など様々な生活の場面で、障害を理由とした差別や偏見があることがうかがえます。また、ここ数年で障害のある人に対する市民の理解が深まったと思う人は約3割にとどまり、深まったと思わない人は半数を超えています。また、障害者雇用率制度により定められている法定雇用率について、達成している民間企業は5割未満にとどまります（令和3（2021）年）。さらに、障害者雇用枠で働く人々は職種が限定され、簡易定型的な業務が多くスキルアップがしづらいなどの理由で賃金が低い傾向にあり、ノーマライゼーションの理念が浸透していないのが実情です。

障害については身体障害、知的障害、精神障害と大きく3つに分類されますが、身体障害一つをとっても、四肢・体幹の障害や内部障害、視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害など様々な障害があり、一人一人のニーズは大きく異なります。

また、知的障害や精神障害、内部障害や聴覚障害等の身体障害については、障害があることが外見ではわからず、周囲の理解を得られなかったり誤解されたりする場合があります。「障害のある人」と一括りにすることなく、それぞれの障害についての理解を深めることが、共生社会の実現には必要です。

<施策の方向性>

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の際にうたわれた「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」というスローガンを施策立案の場においても取り入れることを意識し、当事者団体や支援者団体との協働により、計画の策定、各種イベントや啓発事業を実施します。障害のある人の権利と尊厳を保障する取組や、相談支援体制の充実、就労支援の充実に取り組むとともに、学校においても障害について理解を深めるための教育を行います。

関連計画：摂津市障害者施策に関する長期行動計画

(5)同和問題

<現状と課題>

我が国固有の重大な人権問題である同和問題については、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申において「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」であることが指摘され、その答申に基づいて昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。三度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、国と地方公共団体は同和問題の解決に向けて同和対策事業を推進しました。その結果、同和地区における生活環境の整備や社会福祉の増進が進み、同和地区の人々がおかれる劣悪な状況は大きく改善。概ねの目的を達成したことから、特別措置法は平成14（2002）年3月をもって終了することとなりました。特別措置法終了後も引き続き国と地方公共団体においては同和問題を重要な人権課題であると位置づけ、その解決に向けて積極的に取り組んでいます。

同和地区の環境改善などが進んだことにより「すでに部落差別はない」という声もありますが、実際には、住居や結婚などにおいて同和地区に対する忌避意識がいまだに根強く残っており、「人権問題に関する市民意識調査」の結果をみても、就職差別や身元調査などの部落差別にあたる行為が現在もあると回答した人は2割前後となっています。全国各地で、結婚や就職などに際して身元調査のために戸籍謄本等が不正に取得されるといった人権侵害事案も発生しており、同和問題がいまだ解消されていないことがわかります。

近年では、インターネット上で同和地区の所在地や関係者の個人情報が無断で掲載されたり、同和地区に対する誹謗中傷が書き込まれ、拡散されたりすることで差別や偏見の助長につながっており、同和問題についての知識をもたない人が、インターネット上で差別的な情報に触れて、誤った認識をもってしまう恐れが生じています。

こうした社会情勢を受け、平成28（2016）年には、現在もなお部落差別が存在するとの認識が明示された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。同法では、部落差別は許されないものであり、解消すべき重要な課題であること、地方公共団体は地域の実情に応じて部落差別の解消に向けた施策を講じるよう努めることが明記されています。

<施策の方向性>

同和問題は「何も知らない人に差別問題をわざわざ教える必要はなく、そっと放置しておけば自然に解決する」とする「寝た子を起こすな論」では解決しません。本市では継続した教育・啓発活動を行うことで、同和問題の正しい理解の普及に努め、差別意識の解消や意識改革を図ります。また、発生した差別事案については法務局などの関係機関と連携を図りながら、人権救済に取り組めます。

(6)外国人

<現状と課題>

近年の国際化や外国人技能実習制度の制定に伴い、外国人旅行者や日本に居住する外国人の数は増加傾向にあります。

そんななか、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人と日本人の間に摩擦が生まれ、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。また、戦前からの歴史的背景により日本で生まれ育ち、居住している韓国、朝鮮国籍等の特別永住者に対しては、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの差別的言論であるヘイトスピーチが横行し、インターネット上で拡散されたそれらの差別的言動をうのみにした人が偏見や憎悪を募らせて放火事件を起こすといったヘイトクライムに発展するケースもみられています。

そのような状況を踏まえ、平成28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されたことで、ヘイトスピーチは許されないものであるとの意識が社会のなかで共有されつつあります。

しかしながら、「人権問題に関する市民意識調査」の結果をみても、日本に居住する外国人について、様々な場面で差別があると思う人は2割から5割にのぼっており、外国人を取り巻く人権問題はいまだ解決していないのが現状です。

<施策の方向性>

外国人市民に対する偏見や差別をなくすためには、互いの文化や習慣等の多様性を認め、外国人の生活習慣などを理解、尊重することが必要です。そのための方策の一つとして、子どもから大人まで日本語を習得できる機会を提供する場を設けることや、日本語の習得に至るまで、コミュニケーション不足を補うためのコミュニティづくりが求められます。

また、学校教育において多文化尊重の意識と国際理解の促進に取り組むとともに、国際交流協会と連携を図りながら多文化交流や外国人の日本語学習を支援し、日本に居住する外国人が人権侵害を受けることなく、地域社会の一員として受け入れられ、孤立することなく安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(7)HIV感染者・ハンセン病患者等、新型コロナウイルス感染症等

<現状と課題>

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、人の免疫に関わる細胞を破壊するウイルスで、HIVによる感染症が重症化した病態がエイズ(AIDS:後天性免疫不全症候群)と呼ばれます。現在は、治療法が確立され、エイズの発症を防ぐことができるようになりました。

しかし、エイズに対する正しい知識が浸透しておらず、HIV感染者が医療現場において診療を拒否されたり、偏見を恐れて職場で病気のことを話せなかったりするなど、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

ハンセン病は、非常に感染力が弱い感染症で、治療薬によって完治する病気ですが、過去長年にわたり、患者本人の強制的な隔離や不妊手術など極めて重大な人権侵害が続いてきました。患者の家族も地域の中で孤立し、結婚や就職を断られるなど、差別と偏見が助長されてきました。

国による隔離政策が終了した後も、ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件が起こるなど、依然として、差別や偏見が根強く残っています。

未知のウイルスである新型コロナウイルス感染症は、人々に強い不安や恐れを生じさせ、HIV感染者、ハンセン病患者・元患者やその家族への差別や偏見と同様に、罹患者やその家族に対する不当な差別的言動が社会的な問題となりました。また、マスク着用やワクチン接種の強制、差別的取扱いなどの人権侵害も生じています。

<施策の方向性>

これらの感染症に関する人権問題は、正しい知識を得ることによって防ぐことができるものであり、そのためには行政からの正しい情報発信と、市民一人一人の理解と協力が必要不可欠です。

ハンセン病問題の過ちを繰り返さないために、これらの感染症に関する正しい知識の普及・啓発に継続して取り組みます。

(8)刑を終えて出所した人

<現状と課題>

刑を終えて出所した人が、社会復帰をめざす際に、過去に犯した犯罪のみにとらわれた社会の思い込みや偏見により、仕事に就けなかったり、住居の確保が困難であったりするなど厳しい現実があります。社会復帰には、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要ですが、偏見や差別に遭うことによって本人の意欲が削がれ、再犯につながってしまうこともあります。

<施策の方向性>

「社会を明るくする運動」で講演会を実施するなど、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生やその支援について啓発するほか、保護司や更生保護女性会、青少年指導員との協働で犯罪のない社会をめざします。

関連計画：摂津市地域福祉計画

(9)犯罪被害者やその家族

<現状と課題>

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものによる身体的、精神的、経済的な苦痛に加え、マスメディアによる過剰な取材やプライバシーの侵害、周囲の人の興味本位のうわさや心ない中傷などによって私生活の平穏が脅かされるといった二次的な被害を受けることがあります。また、

被害を受けた原因が被害者自身にあるかのように誤解され、孤立して被害からの回復を一層遅らせてしまうこともあります。

犯罪被害者とその家族は、加害者から逃れるために住居や職場を変えざるを得なかったり、心身の治療のための受診が必要になったりするなど、身体的、精神的、経済的負担が生じています。

犯罪被害者等に関する法整備については、昭和56（1981）年に経済面の補償を目的とした「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金支援法）」が、平成17（2005）年に犯罪被害者等の権利と利益の保護について明記した「犯罪被害者等基本法」が施行されており、その後も「犯罪被害者等基本計画」が策定されるなど、犯罪被害者等の支援について施策が展開されています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、本市では平成20（2008）年に「摂津市犯罪被害者等支援条例」「摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」を制定し、犯罪被害者等に対して生活支援を行うとともに、犯罪被害者が適切な支援につながるができるよう、相談窓口を開設しています。今後も犯罪被害者等が一日でも早く平穏な日常を取り戻すための支援を継続して実施します。

(10)インターネット上の人権侵害

<現状と課題>

インターネットは、現代社会を生きる人々にとって、その利便性から欠かせないツールの一つですが、一方で、犯罪行為や差別的言動、人権侵害を助長する道具ともなっています。近年では、SNSを利用したいじめや仲間外し、誹謗中傷の書き込み、さらには性犯罪被害などの人権侵害が増加しています。

「人権問題に関する市民意識調査」の結果では、インターネットに関して人権に関わる問題があると思う人は、6割から8割に上り、インターネットによる人権侵害の認知度は高くなっています。

インターネット上で差別的書き込みやプライバシーの侵害などが行われ、一旦拡散してしまうと、個人の手で削除することはほとんど不可能であるということも問題を深刻化しています。

スマートフォンの普及により、インターネットの利用が低年齢化していることで、子どもが巻き込まれるトラブルや性犯罪被害も増加しています。

こうしたインターネット上の人権侵害については、被害者が人権侵害をした発信者情報の開示をプロバイダに請求しても、裁判外での開示は任意となるためなかなか開示されないことや、発信者情報の特定、賠償請求にあたっては裁判手続きに多くの時間、費用がかかり、被害者の負担が過大となっていることが問題視されていました。

そうした状況のなか、令和4（2022）年10月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、従来の法律で問題とされていた開示請求手続きの簡略化、迅速化が図られています。

<施策の方向性>

インターネット上のトラブルや SNS の利用にあたり、モラルや責任についての教育・啓発を児童生徒に対して実施するとともに、人権侵害事案が発生した場合の救済について、法務局等の関係機関と連携を図りながら被害者の権利回復に向けての取組を進めます。また、現行法では全ての権利侵害が救済されないことから、国に対して更なる法整備を求めています。

(11)性的指向・性自認を理由とする人権侵害

<現状と課題>

人の性を表す要素には、身体の性、性的指向（好きになる性）、性自認（こころの性）、性表現（自分の性をどう表現するか）の少なくとも4つあると言われています。戸籍上の性別は男女のどちらかに分けられますが、そのほかは、はっきり男女のどちらかに分けられないことも多く、その時々で変化することもあります。しかし、こうした「性の多様性」が理解されておらず、異性愛や身体の性とこころの性は一致していることが当たり前という認識で、性的マイノリティに対する差別や偏見、排除などが起こっています。

「人権問題に関する市民意識調査」の結果でも、性的マイノリティへの理解や認識が不足していると思う人は6割を超えています。

性的マジョリティを前提にした社会環境のなかで、性的マイノリティの人は、性別で規定される制服の着用や性別に分かれたトイレの使用などにおいて、苦痛や心理的負担を感じるなど日常生活を送るうえで生きづらさを抱えていることが多いのが実態です。

また、同性同士で家族を形成しようとする人が、同性パートナーであることを理由に入居拒否に遭う、家族として認められず互いの身元保証人になれないなどの困りごとを抱えていたり、本人に無断で性的指向などを他者に暴露するアウティングの被害に遭ったりするなどの人権侵害も起こっています。

誰もがありのままに自分らしく生きられる社会をめざし、性的マイノリティについての理解増進と、権利保障のための法整備が求められています。

<施策の方向性>

LGBTQ に関する講座等の実施により、性の多様性について広く市民の理解増進を図ります。

また、性的マイノリティの子どもに対して適切な対応を取ることができるよう、教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための研修を実施します。そして、性的マイノリティの子どもが自分自身を否定せず、社会に受け入れられる存在であるという認識をもてるよう、児童生徒に対して性の多様性についての教育を実施します。

さらに、法律婚の夫婦と同性パートナーが同等の権利を享受できない現状については、国の法整備により解決が図られる問題であることから、国に対して法整備を要望します。

関連計画：摂津市男女共同参画計画

(12)北朝鮮当局による人権侵害問題

<現状と課題>

北朝鮮による拉致問題は、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国において解決すべき喫緊の課題です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的に、平成 18 (2006) 年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。毎年 12 月 10 日から同 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の関心と認識を深めるための啓発を行っています。

<施策の方向性>

北朝鮮人権侵害問題啓発週間において市役所内掲示板や広報紙等で啓発を行っており、拉致問題が解決に至るまで、今後も継続した周知を行います。

(13)平和

<現状と課題>

平和と人権擁護は表裏一体の関係にあり、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」と言われています。

多数の犠牲者を出し多くの人権侵害を生み出した二度の世界大戦の反省を生かし、国連は昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日に「世界人権宣言」を採択しました。この宣言の精神にのっとり、各国では世界恒久平和に向けた取組が進められ、令和 3 (2021) 年 1 月 22 日には、甚大な被害を生み出す核兵器の開発、製造、保有、使用を禁じる初めての国際条約である「核兵器禁止条約」が発効しています。

一方で、人種や宗教の違いによる民族間の対立や武力紛争は絶えず、中国による新疆ウイグル自治区の人権侵害や、令和 4 (2022) 年 2 月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻など、世界各地で人々の生命・生活・人権が脅かされているのが実情です。

<施策の方向性>

国内外の平和を愛する人たちとともに非核・平和を訴え、地球上から核兵器をなくし、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会の実現に積極的に取り組むことを決意し、戦争放棄を明言した憲法を守り人間を尊重する「平和都市」になることを宣言しています。また、毎年 7 月・8 月を平和月間と位置づけ、悲惨な戦争の記憶を風化させないために、幅広い世代に向けた平和施策を実施しており、二度と過去の過ちを繰り返さないとの決意のもと、引き続き市民の平和意識の高揚に努めます。

(14)その他(アイヌの人々、ホームレス、人身取引、東日本大震災に起因する人権侵害)

<現状と課題>

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事など独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降の同化政策によって、それらが否定され、アイヌ民族としての尊厳が傷つけられたという歴史があります。今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進むことで、文化を次の世代に継承して民族の尊厳を維持することが難しくなっています。

また、アイヌ民族であるという理由で就職や結婚差別に遭ったり、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなどの被害を受けたりすることが起こっています。

家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、失業など、様々な要因の結果としてホームレスとなり、健康で文化的な生活を営むことができない人々が多数存在しています。勤め先の倒産や病気、ケガなどホームレスになる要因は、誰にでも起こり得ることでありますが、ホームレスの人に対して差別意識や偏見をもち、嫌がらせや暴行などの事件が起こっています。

近年は、若年層のホームレス状態の人が増加しており、ネットカフェやファストフード店・友人宅に寝泊まりするなど居住形態が多様化し、ホームレス状態であることが見えにくくなっていると言われています。

人身取引（性的サービスや労働の強要等）とは、「搾取」を目的とし、暴力等の「手段」を用いて、対象者を獲得するなどの「行為」をすることをいいます。

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下におかれたりして、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。犯罪組織が関係していることも少なくありません。

平成23（2011）年に発生した東日本大震災は、大津波の発生により多数の命が失われただけでなく、原子力発電所事故による放射能汚染の風評被害が広がり、避難者が宿泊を拒否されるケースや避難先で子どもがいじめを受けるなどの人権侵害が起こっています。

<施策の方向性>

これらの課題に関する正しい知識と理解を深めるための啓発を実施し、市民の人権意識の高揚に努めます。

4. SDGsへの貢献

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

その前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と、すべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」ことが明記されています。

本市においても、「摂津市行政経営戦略」の各分野・施策とSDGsを関連づけており、行政経営戦略に基づき持続可能なまちづくりを進めることで、SDGsの達成に貢献していきます。



 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>出典:国際連合広報センター</p>	

5. 体系と具体的施策

■計画の体系

施策の方向	具体的施策
(1) 人権教育・啓発の推進	①学校等における人権教育の推進
	②地域社会における人権教育・学習の推進
	③職員・教職員・福祉関係者等の育成
	④平和意識の高揚
	⑤人権啓発の推進
(2) 人権擁護・相談体制の充実	①相談体制の充実
	②相談機関の連携強化
	③プライバシーの保護
	④誰もが安心して暮らせる環境の整備
(3) 市民参画による人権施策の推進	①市民団体への支援
	②市民団体・事業所等との協働

※女性、子ども、高齢者、障害のある人等に関する具体的施策は、「摂津市男女共同参画計画」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「摂津市障害者施策に関する長期行動計画」等の分野計画に掲載しています。詳しくは、市ホームページに掲載している「摂津市行政経営戦略」をご覧ください。



施策の方向(1)人権教育・啓発の推進



「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年）では、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域など様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じて人権尊重の理念について理解を深め、体得することができるよう、多様な学習機会の提供と効果的な手法の採用について規定しています。

これらの取組は、学校教育や社会教育を通じて推進されるべきであり、人権尊重を生活のなかに生かしていくことが求められています。

本市では、国際人権規約、子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法、並びに摂津市人間尊重のまちづくり条例の精神に基づく「摂津市人権教育基本方針」を平成13（2001）年に策定して、本市の教育分野における人権教育を推進しています。

豊かな人権感覚を身につけて行動する市民の育成のためには、幼少期から自尊感情を育み、自分も相手も尊重する人間関係の基礎づくりが重要です。

小学校・中学校においては、子どもを権利の主体として尊重し、個人としての自己の確立を図るとともに、自ら考え、人権尊重の視点で判断し、行動ができるよう学校における人権教育に取り組み、児童生徒一人一人が尊重される学級づくりを進めます。

また、18歳以上の市民を対象とした「人権問題に関する市民意識調査」では、大阪府が実施した府民対象の意識調査に比べて人権問題の認知度が低い傾向にあることや、年齢階層ごとに人権問題の認知度が異なることがわかりました。こうした結果から、人権意識の全体的な底上げを図るための取組を充実させるとともに、それぞれの年代に適した教育・啓発を実施する必要があります。人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることも踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、市民一人一人が、人権尊重の理念に基づいた学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観をもった人々が、互いを尊重し、認め合い、豊かな地域社会をつくることのできるよう、地域における人権教育・学習の充実、振興を図ります。

そして、人権教育を推進するため、職員・教職員、福祉関係者等に対する人権教育の充実に努めます。

さらに、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」及び「摂津市人間尊重のまちづくり条例」の精神を踏まえ、多様な価値観を認め合う意識を根付かせ、お互いの人権を尊重しながらともに生きていく平和なまちを築くため、様々な機会をとらえて、多様な手法による啓発活動の展開に取り組みます。

具体的施策① 学校等における人権教育の推進

方向性	取組内容	担当課
就学前施設における人権教育の推進	子どもが安心して過ごせる環境のもと、一人一人の生活背景や発達状況を理解して、保育教諭等が応答的に関わることで、子どもの自己肯定感の育成を図ります。	こども教育課
	友だちとの関係のなかで相手の話を聞き、自分を表現でき、互いを尊重する仲間づくりを進めます。	こども教育課
	様々な国や地域の文化や伝統に親しむとともに、文化の多様性に気づき、互いの違いを認め尊重する心の育成を図ります。	こども教育課
学校における人権教育の推進	様々な人権に関する知識を得るとともに、人間の尊厳・自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価等の価値観や態度、さらに意見の異なる相手との対話や合理的・分析的な思考力を身につけて、自他ともの人権を守ろうとする実践的な行動ができることをめざします。	学校教育課
	性の多様性に関して、違いを認め尊重し、差別や偏見を生まない意識を醸成するための教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようジェンダー平等教育を推進します。	学校教育課
	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、多様なあり方を認め合うことで豊かな人間関係をともに構築する共生社会の実現をめざし、障害についての理解を深める教育を推進します。	学校教育課
	多文化共生の視点で多様な文化に触れ合うことで、互いの文化的な違いを認め合い、相互に尊重する意識の醸成を図ります。	学校教育課
	いじめ等の人権問題を考える機会を作り、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした人権教室を、摂津地区人権擁護委員会や法務局と協力し実施します。	人権女性政策課
	インターネット上の有害サイトから身を守り、SNS等において、いじめや犯罪の被害者にも加害者にもならないために、インターネット・リテラシー教育を実施します。	学校教育課
教育コミュニティの構築	地域教育協議会（すこやかネット）の活動を通して学校・家庭・地域が連携した地域活動の活性化と教育コミュニティづくりを進めます。	子育て支援課

※地域教育協議会（すこやかネット）…地域学校活動支援事業（学校地域本部事業＋地域教育力活性化事業）のもと、中学校区ごとに設置される協議会。教育コミュニティづくりのため、学校支援活動や見守り、健全育成など、地域での子どもに関わる活動を展開しています。

具体的施策②地域社会における人権教育・学習の推進

方向性	取組内容	担当課
地域における学習支援の実施	市立公民館主催の講座等において、全ての市民が身近な場所で様々な人権問題に触れる機会を提供します。	生涯学習課 人権女性政策課
	市民や事業者の主体的な人権学習を支援するために学習教材の整備・貸出、講師派遣などを行います。	人権女性政策課
子育てに係る家庭・地域学習支援の実施	家庭において、保護者を通じて子どもの自尊感情、人権意識を高めるために、子どもへの関わり方や子どもの権利条約などについて保護者が学ぶ機会を提供します。	出産育児課 こども教育課 学校教育課
	子どもの性的指向や性自認の自覚に際しては、保護者の受容や子どもの自尊感情を育む適切な対応が求められることから、保護者に対して子どもの性的指向や性自認についての学習機会を提供します。	人権女性政策課
	不登校、ヤングケアラー、非行などの問題を抱える、支援が必要な子どもや家庭に適切な学習支援を行います。	教育支援課 学校教育課 生活支援課

具体的施策③職員・教職員・福祉関係者等の育成

方向性	取組内容	担当課
教職員・保育教諭等の研修の実施	教職員・保育教諭等が人権教育のための指導力を向上させるとともに、高い人権意識をもち、人権課題に気づく力を身につけることで適切な支援につなぐことができるよう、研修を実施します。	こども教育課 学校教育課 教育支援課
職員・福祉関係者等の研修の実施	市職員・教職員等が人権意識を向上させ、行政の全ての施策に人権の視点をもって取り組むとともに、自らが人権侵害を生み出すことのないよう、全職員に対して計画的に研修を実施します。	人事課 人権女性政策課 学校教育課
	市職員・民生児童委員・福祉関係者等が常に人権尊重の視点に立って行動するとともに、支援の必要性をとらえて適切な相談窓口につなぐことができるよう、研修や情報共有を行います。	人事課 人権女性政策課 高齢介護課 障害福祉課 関係各課
職場におけるハラスメントの防止	人権行政を推進する立場である市職員が人権尊重の認識を徹底するよう、「職場におけるハラスメント防止指針」の周知を徹底し、ハラスメントの根絶に取り組みます。	人事課 人権女性政策課

具体的施策④平和意識の高揚

方向性	取組内容	担当課
平和意識の高揚と次世代への継承	7月・8月を平和月間に位置づけ、平和に関する事業を実施し、世代の異なる市民がともに参加できる機会を提供することで、広く市民に戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の高揚を図ります。	人権女性政策課 生涯学習課 自治振興課 保健福祉課
	世界人権宣言摂津連絡会議をはじめとする市民団体との連携を強化し、戦争体験者や被爆体験者の貴重な話や記録などを風化させず、次世代に引き継いでいけるよう努めます。	人権女性政策課
平和教育の実施	就学前施設・小中学校において、子どもの発達段階に応じた平和学習を行うとともに、公民館等の公共施設でも絵本の読み聞かせや平和映画会を開催するなど、平和意識の高揚を図ります。	こども教育課 学校教育課 生涯学習課 人権女性政策課
事業所等への働きかけ	市内事業所に対し、平和黙祷の実施など、平和の大切さを再認識するための自主的な啓発活動の取組を促します。	人権女性政策課

具体的施策⑤人権啓発の推進

方向性	取組内容	担当課
人権啓発事業の実施と情報発信	人権週間や障害者週間などの機会を活用し、人権に関する講演会や街頭啓発の実施など様々な形での人権啓発を実施します。	人権女性政策課 障害福祉課 高齢介護課 家庭児童相談課
	様々な人権問題について、市広報紙やホームページの記事掲載、啓発冊子の発行など様々な機会を通して、情報を発信します。	人権女性政策課
	同和問題（部落差別）についての正しい知識を得る機会を提供するとともに、差別の解消に向けて、人権三法である「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるための啓発を実施します。	人権女性政策課
効果的な啓発の実施	市民意識調査の結果、年齢階層ごとに人権問題の認知度や情報を得る主な手段が異なることから、それぞれの年代に適した啓発を実施します。	人権女性政策課

施策の方向(2)人権擁護・相談体制の充実



本市では「人権なんでも相談」のほか、人権擁護委員による相談、ウィズセつ女性のための相談室、男性電話相談等、様々な相談窓口を設置し、これまでも拡充を図ってきましたが、「人権問題に関する市民意識調査」では、相談窓口の拡充が求められる結果となりました。それと同時に、人権相談窓口の認知度が4割程度にとどまる結果となっており、悩みを抱えた際に相談窓口へつながることができるよう、まずは現在実施している相談窓口の更なる周知が必要です。

誰もが気軽に相談できる体制の構築に努めるとともに、複雑化、多様化する人権課題に適切に対応できるよう、相談員の資質向上を図ります。

また、相談内容に応じて、関係機関との連携強化を図り、市民の権利擁護や人権侵害の予防に努めます。

さらに、人権侵害を受けた人に対しては、救済や解決に向けた迅速な対応が求められます。人権救済については、人権擁護委員制度の周知・活用に努めるなど人権救済のための専門機関と連携を図りながら、具体的な解決の手立てや名誉の回復に向けた取組を進めます。

具体的施策①相談体制の充実

方向性	取組内容	担当課
相談窓口の開設と周知	複雑化、多様化する人権問題の相談に対応するため、市民が利用しやすい相談体制の充実を図り、相談窓口情報を発信します。	人権女性政策課 自治振興課 産業振興課 生活支援課 防災危機管理課 関係各課
	人権擁護委員制度や、人権擁護委員による相談についての周知を行います。	人権女性政策課
相談体制の整備	相談業務を円滑かつ効果的に推進できるよう、相談受付票や相談マニュアルの作成・共有化を図ります。	人権女性政策課
	相談員がストレスや負担感を抱え込むことなく、客観的に相談者に対応できるよう、相談員同士の意見交換等を行います。	人権女性政策課 関係各課

具体的施策②相談機関の連携強化

方向性	取組内容	担当課
横断的な支援体制の強化	複雑化、多様化している相談内容に対して、関係機関・団体などとの連携により適切な相談体制を講じるとともに、必要に応じてケース会議やネットワーク会議を開催します。	関係各課
	生活そのものや生活を送るなかで直面する困難・生きづらさの複雑性・多様性に対応するため、関係機関の横断的な支援体制を強化し、一人一人に寄り添った支援を行います。	保健福祉課 関係各課
	外国人の困りごとやヤングケアラーの問題等、複雑化、多様化する相談に対して、相談員が適切な支援につなげられるよう情報を収集するとともに、関係機関の連携を強化します。	関係各課
外部機関との連携	相談内容に応じて、必要な外部の専門家や専門機関とも連携できる体制を構築します。	人権女性政策課 関係各課
	国の人権救済制度や人権救済に係る専門機関を適切に活用して、救済すべき事案の解決に向けた支援を行います。	人権女性政策課

具体的施策③プライバシーの保護

方向性	取組内容	担当課
プライバシーや個人情報の保護	「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、個人情報の取扱いを徹底します。	全庁
	個人情報の保護・管理を徹底します。また、プライバシーの保護に関する情報発信と意識啓発に努めます。	情報政策課 人権女性政策課 関係各課
身元調査の防止	本人通知制度の周知を行い、戸籍謄本等の不正取得によるプライバシーの侵害防止に努めます。	市民課

具体的施策④誰もが安心して暮らせる環境の整備

方向性	取組内容	担当課
外国人への日常生活支援	市内在住の外国人や外国にルーツをもつ児童生徒に対し、AI 通訳機による支援や相談先の案内を行うなど、コミュニケーション支援を行います。	人権女性政策課 学校教育課 自治振興課
	外国人の園児・児童・生徒やその保護者に対し、勉学や日常生活におけるサポートを行います。	こども教育課 学校教育課
	主要公共施設の新設や修繕の際には、屋外に設置している施設名などのサインを、日本語表記のほか、ひらがな及び英語を併記することに努めます。	関係各課
国際理解・交流意識の醸成	文化的な生活習慣の相違などの相互理解を深めることができるよう、国際交流協会との連携により、語学研修や文化交流など、様々な取組を行います。	自治振興課
外国人が孤立しないための環境づくりに向けた調査の実施	外国人の居場所づくりについて、他の自治体の取組を調査研究し、本市においても新たな取組ができるよう検討します。	自治振興課 人権女性政策課
犯罪被害者等への生活支援	犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すための支援として、日常生活に必要なサービスの提供などの支援を行います。	防災危機管理課
防犯対策の実施	犯罪の未然防止や交通安全確保のために、防犯灯や防犯カメラを設置し適切に管理するほか、街頭啓発や地域安全運動等の実施により市民の防犯意識の向上に努めます。	防災危機管理課

施策の方向(3)市民参画による人権施策の推進



人権行政をより効果的に推進するには、市民自身も人権の確立を自らの課題として認識することが重要であり、そのためには、市民の人権認識、権利意識を土台として、その権利に対する社会への「責任」という考え方から、市民が地域のまちづくりに積極的かつ主体的に関わることを求められます。

「人権の確立」と「市民の主体的なまちづくり」とは表裏一体の関係にあることから、まちづくりの方向性として、施策の立案や策定過程、さらにその実施においても市民参画を促進し、市民との連携、協働に取り組みます。

また、人権問題や地域コミュニティが抱える問題などに取り組んでいる市民の自主的な活動と協働し、それぞれの特性を活かした役割分担のもと、自主性と主体性を尊重した行政と市民のパートナーシップの構築に努めます。

さらに、地域のまちづくりを推進するために、民間団体などが主体的に活動できるよう、行政として活動の場を提供するなど団体の育成支援に努めます。

企業についても、社会を構成する一員であるという考え方から、企業の社会的責任（CSR）や社会貢献が重要視されています。近年は、企業活動における人権の尊重が注目され、様々な場で議論が進められるようになってきました。社会や地域と密接に関わり、その発展に寄与するという点で、人権に関しても企業の果たす役割は重要であることから、企業文化として人権の確立に向けた取組が行われるよう支援します。

具体的施策①市民団体への支援

方向性	取組内容	担当課
市民団体への学習・活動支援	地域に根差して活動する摂津市人権協会会員に対し人権学習・啓発・研修の機会を提供するとともに、人権協会が実施する市民に向けた啓発事業や人権相談事業への支援を行います。	人権女性政策課
	人権教育啓発作品展など幅広い世代が人権に関心をもつための取組への支援を行います。	人権女性政策課

具体的施策②市民団体・事業所等との協働

方向性	取組内容	担当課
市民団体との協働	世界人権宣言摂津連絡会議、摂津市人権協会、摂津地区人権擁護委員会、障害者団体等との協働事業を充実して、地域ぐるみの人権啓発活動を展開します。	人権女性政策課 障害福祉課
事業所との協働	摂津地区人権推進企業連絡会を通じて、職場内人権研修の実施を促進し、職場を通じた人権啓発に取り組みます。	産業振興課
市民参画の推進	施策の立案や策定過程など様々な場面で市民参画を推進し、女性・高齢者・障害のある人・外国人等多様な立場の人々の意見をすくい上げます。	全庁

6. 指標(KPI)

<最終的な目標>

目標となる指標	推移の方向性	現状値	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
「自身の身の周りで人権侵害があると思う」と回答した市民の割合※	減少↓	13.5%	8.6%	5.1%

<施策の方向性ごとの目標>

施策の方向	目標となる指標	推移の方向性	現状値	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
人権教育・啓発の推進	核兵器禁止条約の早期締結を求める署名数	維持→	824 筆	830 筆	830 筆
	人権問題についての認知度の平均値	増加↑	80.8%	85.0%	90.0%
	人権啓発に係る視聴覚教材の視聴人数	増加↑	689 人	800 人	900 人
人権擁護・相談体制の充実	人権相談窓口の認知度	増加↑	40.7%	50%	60%
	本人通知制度の登録人数	増加↑	1,086 人	1,200 人	1,300 人
市民参画による人権施策の推進	人権擁護委員による人権教室の実施回数	増加↑	2 回	5 回	10 回
	市人権協会会員数	維持→	290 人	290 人	290 人

憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言

私たちは、憲法で戦争を放棄し、世界の恒久平和の実現に貢献することを誓っています。

しかしながら、世界各地では武力紛争が絶えず、とりわけ核兵器は、人類のみならず生命の宿るすべての生存を脅かし地球環境を破壊するものであり、核兵器の廃絶が強く求められています。

国際社会の新たな秩序と安定が求められている今日、国籍や民族、宗教の違いを認め合い、平和のうちに生存する権利並びに人間としての尊厳および幸福追求の権利が尊重されることが全人類の切実な願いになっています。

ここに、摂津市は国内外の平和を愛する人たちとともに非核・平和を訴え、この地球から核兵器をなくし、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会の実現に積極的に取り組むことを決意し、憲法を守り人間を尊重する平和都市になることを宣言します。

昭和 58 年 3 月 30 日（平成 11 年 4 月 1 日改正）

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げ

るすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限のみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

※外務省による「世界人権宣言」仮訳文を基に編集しました。

人権に関する年表

年	国連等	国	摂津市
昭和 20 年 (1945 年)	「国際連合憲章」／10 月発効		
昭和 22 年 (1947 年)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行	
昭和 23 年 (1948 年)	「世界人権宣言」採択 (12 月)	「児童福祉法」施行 「人身保護法」施行	
昭和 24 年 (1949 年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約 (人身売買禁止条約)」採択 (12 月)／1951 年 7 月発効	「人権擁護委員法」施行	
昭和 25 年 (1950 年)		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「生活保護法」施行	
昭和 26 年 (1951 年)	「難民の地位に関する条約 (難民条約)」採択 (7 月)／1954 年 4 月発効	「社会福祉事業法 (現：社会福祉法)」施行	
昭和 28 年 (1953 年)	「婦人の参政権に関する条約 (婦人参政権条約)」採択 (3 月)／1954 年 7 月発効		
昭和 32 年 (1957)		「売春防止法」施行	
昭和 35 年 (1960 年)		「知的障害者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	
昭和 38 年 (1963 年)		「老人福祉法」施行	
昭和 39 年 (1964)		「母子及び父子並びに寡婦福祉法」施行	
昭和 40 年 (1965 年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)」採択 (12 月)／1969 年 1 月発効	「同和对策審議会答申」	
昭和 41 年 (1966 年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約)」採択 (12 月)／1976 年 1 月発効 「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B 規約)」採択 (12 月)／1976 年 3 月発効		三島町が単独市制を施行。「三島市」が誕生、「摂津市」に改称 (11 月)
昭和 42 年 (1967 年)	「難民の地位に関する議定書」採択 (1 月)／1967 年 10 月発効		
昭和 44 年 (1969 年)		「同和对策事業特別措置法」施行	
昭和 45 年 (1970 年)		「心身障害者対策基本法 (現：障害者基本法)」施行	
昭和 46 年 (1971 年)		「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法 (現：高齢者等の雇用の安定等に関する法律)」施行	
昭和 47 年 (1972 年)			「摂津市同和事業促進協議会」発足 (4 月)
昭和 53 年 (1978 年)			「摂津市人権教育推進委員協議会」発足 (12 月)

年	国連等	国	摂津市
昭和54年 (1979年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(12月)／1981年9月発効		「摂津地区企業内同和問題研修推進員連絡会」発足(6月)
昭和55年 (1980年)			「摂津市人権啓発推進会議」設置(3月) 「摂津市雇用促進協議会議」設置(3月)
昭和56年 (1981年)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行	
昭和57年 (1982年)		「地域改善対策特別措置法」施行	
昭和58年 (1983年)			「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」(3月)
昭和59年 (1984年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択(12月)／1987年6月発効		「障害者福祉都市(ふれあい都市)宣言」(4月) 「世界人権宣言摂津連絡会議」設置(7月)
昭和60年 (1985年)			「同和問題解決(部落解放)・人権確立要求摂津実行委員会」設置(5月)
昭和61年 (1986年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	「健康都市宣言」(4月)
昭和62年 (1987年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	
平成元年 (1989年)	「児童の権利に関する条約」採択(11月)／1990年9月発効		
平成2年 (1990年)			「人権問題に関する市民意識調査」実施(11月)
平成4年 (1992年)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行	
平成5年 (1993年)		「障害者基本法」施行(「心身障害者対策基本法」の一部改正)	
平成6年 (1994年)			「環境創造都市宣言」(4月) 「暴力追放都市宣言」(4月)
平成7年 (1995年)		「高齢社会対策基本法」施行	
平成8年 (1996年)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行	
平成9年 (1997年)		「人権擁護施策推進法」施行 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	摂津市人権教育啓発推進協議会発足(「摂津市同和事業促進協議会」と「摂津市人権教育推進委員協議会」が発展的統合)(2月) 「摂津市人間尊重のまちづくり条例」制定(4月) 市長公室人権室「同和対策課」を「人権同和対策課」に課名変更(4月) 「人権女性政策課」を「女性政策課」に課名変更(4月) 「摂津市人間尊重のまちづくり審議会」設置(12月) 「摂津市同和行政基本方針」策定(12月)

年	国連等	国	摂津市
平成 10 年 (1998 年)			「人権教育のための国連 10 年摂津市行動計画」策定 (7 月) 「人権問題に関する市民意識調査」実施 (11 月)
平成 11 年 (1999 年)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症新法)」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」改正 (4 月)
平成 12 年 (2000 年)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 (5 月) / 2002 年 2 月発効 「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 (5 月) / 2002 年 1 月発効	「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「介護保険法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	「健康都市宣言」改正 (7 月)
平成 13 年 (2001 年)		「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	
平成 14 年 (2002 年)		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行	「人権教育のための国連 10 年摂津市後期行動計画」策定 (1 月) 「摂津地区企業内同和問題研修推進員連絡会」の名称を「摂津地区人権推進企業連絡会」に改称 (5 月)
平成 15 年 (2003 年)		「個人情報の保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)」施行	
平成 16 年 (2004 年)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「摂津市人権行政推進計画」策定 (4 月)
平成 17 年 (2005 年)		「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行	「人権教育のための国連 10 年摂津市改定後期行動計画」策定 (1 月) 摂津市人権教育啓発推進協議会を「摂津市人権協会」に改組し、名称変更
平成 18 年 (2006 年)	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (強制失踪条約)」採択 (12 月) / 2010 年 12 月発効 「障害者の権利に関する条約」採択 (12 月) / 2008 年 5 月発効	「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「自殺対策基本法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	「子どもの安全安心都市宣言」(4 月) 「摂津市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」設置 (8 月) 「人権問題に関する市民意識調査」実施 (10 月)

年	国連等	国	摂津市
平成19年 (2007年)		「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行	
平成21年 (2009年)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	「平和市長会議」加盟
平成22年 (2010年)		「子ども・若者育成支援推進法」施行	
平成23年 (2011年)			機構改革により、人権室にあった「人権推進課」と「女性政策課」が統合し、「人権女性政策課」に再編(4月) 市以外の町村も加盟しやすいよう「平和市長会議」の名称を「平和首長会議」に改称
平成24年 (2012年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	
平成25年 (2013年)		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	「摂津市人権行政推進計画(改訂版)」策定(5月)
平成26年 (2014年)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行 「過労死等防止対策推進法」施行 「障害者権利条約」批准	
平成27年 (2015年)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標))採択(9月)/2016年1月発効	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行 「子ども・子育て支援法」施行	
平成28年 (2016年)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	
平成29年 (2017年)	「核兵器禁止条約」採択	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行	
平成30年 (2018年)		「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	

年	国連等	国	摂津市
平成 31 年 令和元年 (2019 年)		「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行	
令和 2 年 (2020 年)			
令和 3 年 (2021 年)	「核兵器禁止条約」発効		「人権問題に関する市民意識調査」実施 (9~10 月)
令和 4 年 (2022 年)		「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行	
令和 5 年 (2023 年)		「こども基本法」施行	「第 2 期摂津市人権行政推進計画」策定 (3 月)

摂津市人間尊重のまちづくり条例

平成9年3月28日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等であるとする日本国憲法及びすべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神を基本理念として、部落差別や女性差別など、さまざまな差別（以下「差別」という。）をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、人間を尊重するまちづくりを目指し、差別をなくすため、人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、国、大阪府その他人権関係団体等と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、日本国憲法によって保障された基本的人権を互いに尊重し、市の行う人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第4条 市及び市民は、人権啓発活動を通じ、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成

を促進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の人権啓発活動を充実させるため、学校、家庭、市民団体その他事業者等と密接な連携を図るものとする。

(審議会)

第5条 人権擁護に関する重要事項を審議するため、摂津市人間尊重のまちづくり審議会を設置する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

摂津市人権行政推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人間尊重のまちづくりを目指し、あらゆる差別をなくすとともに、本市の人権擁護に関する施策を総合的に企画調整し、計画的に推進するため、摂津市人権行政推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の人権行政関係施策の推進のための計画（以下「計画」という。）及びその実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 計画の実施における国、大阪府その他人権関係団体等との連携のために必要な事項の調整等に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、部長級の者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長の中からあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 人権行政施策の実務的事項を協議するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 3 幹事は、別表に掲げる課の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、推進本部の職務の遂行に必要な特定の事項について調査研究をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、幹事及び幹事が推薦する職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市長公室人権女性政策課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

(1) 市長公室	人事課
(2) 市長公室	人権女性政策課
(3) 総務部	防災危機管理課
(4) 生活環境部	自治振興課
(5) 生活環境部	市民課
(6) 生活環境部	産業振興課
(7) 保健福祉部	保健福祉課
(8) 保健福祉部	生活支援課
(9) 保健福祉部	高齢介護課
(10) 保健福祉部	障害福祉課
(11) 教育総務部	学校教育課
(12) 教育総務部	教育支援課
(13) 次世代育成部	子育て支援課
(14) 次世代育成部	家庭児童相談課
(15) 次世代育成部	こども教育課
(16) 次世代育成部	出産育児課

第2期 摂津市人権行政推進計画

令和5年(2023)年3月

発行 摂津市 市長公室 人権女性政策課
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号
TEL 06-6383-1324 FAX 06-6319-5970